

南極地域観測事業の概要

文部科学省

平成24年2月14日

南極地域観測事業の概要

概 要

昭和30年11月 閣議決定

- 南極地域観測への参加
- 南極地域観測統合推進本部の設置
- 第3回国際極年(国際地球観測年)[1957~58年]を契機に我が国の南極地域観測を開始(第4回国際極年へ参加(2007年3月~2009年3月))

昭和32年1月 昭和基地開設

- 平成19年1月で開設50周年

昭和51年 統合推進本部総会決定

「南極地域観測事業の将来計画基本方針」

- ①学術的意義の高い科学調査研究の重点的な推進
- ②南極域資源及びその開発に関連する基礎的な調査研究の推進
- ③科学調査研究の国際協力の強化及び調査研究地域の拡大



南極観測船「しらせ」

観測計画を策定(平成22年度より第Ⅷ期計画(6カ年計画))

推 進 体 制

- 南極地域観測統合推進本部(本部長:文部科学大臣)のもと、関係各省庁の協力により実施

- ◇観測実施計画、観測隊員の人選等の主要事項を審議
- ◇観測事業に必要な予算は文部科学省で一括要求

研究観測: 国立極地研究所、大学及び大学共同利用機関等
定常観測: 総務省((独)情報通信研究機構)、国土地理院、気象庁、海上保安庁、文部科学省
設 営: 国立極地研究所
輸 送: 防衛省(南極観測船「しらせ」の運航、ヘリコプターによる物資輸送等)

- 国際共同観測(米国、英国、オーストラリア、ベルギー、中国等)

国際貢献・環境

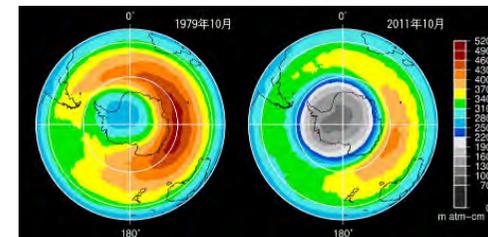
南極条約

- 1959年に日、米、英、仏、ソ等12か国により採択され、1961年に発効(2009年12月現在締約国数は48、日本は原署名国)
- 主要内容(南極地域の平和的利用、科学的調査の自由、領土権主張の凍結等)
- 南極条約協議国→基地を設ける等積極的に科学活動を実施している国(日本もその一員)
- 南極条約協議国会議(ATCM)→南極地域に関する共通の問題を審議
- 南極条約環境保護議定書→南極の環境を保護するため、平成9年批准



これまでの主な成果

◇地球環境、地球システムの研究領域
(オゾンホールが発見)



1979年 2011年 (気象庁)

◇太陽系始源物質の研究領域
(南極隕石の採取・解析)



◇地球環境変動史の研究領域
(氷床深層コアの採取・解析)

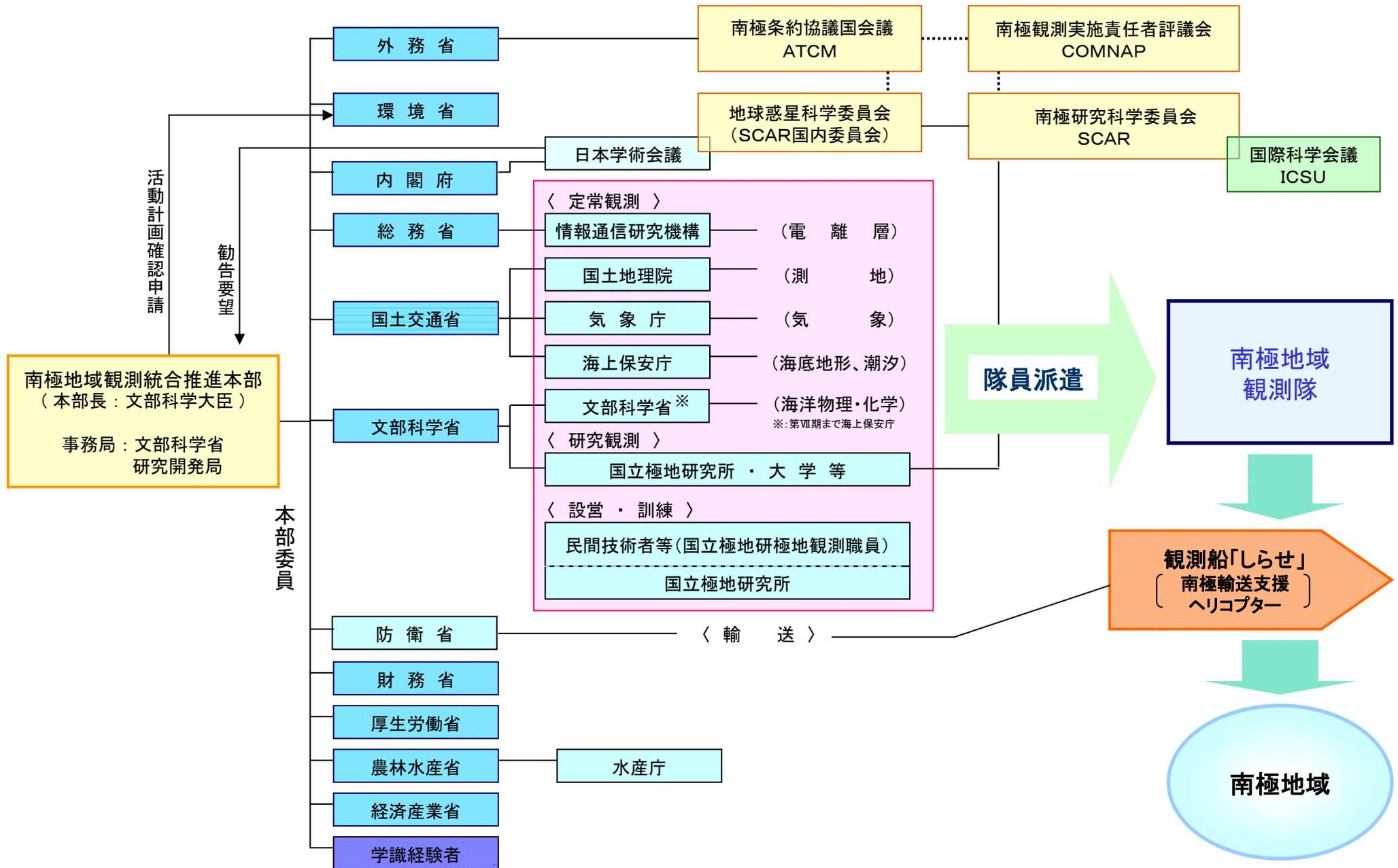


最深部3035.22m深の水

◇超高層物理の研究領域
(オーロラ発生メカニズムの解明)



南極地域観測事業の実施体制



南極観測の概念図

